

～平成22年6月から住宅防音事業の 工事内容が一部変更となります～

① 松島飛行場における告示後住宅の対象期日の延長

85W以上の区域において、従来、前回告示日（昭.61.2.25.）から5年以内に建設された住宅までを対象としていたものを、前回告示日から10年以内（平.8.2.25.）に建設された住宅までが対象となります。

② 外郭防音工事の拡大

従来、85W以上の区域を対象としていたものを、新たに防音工事を実施する鉄筋コンクリート造の集合住宅に限り、75W以上の区域まで対象となります。

③ 青森県地区における硬質ポリ塩化ビニル製建具（以下「樹脂製防音サッシ」という。）の採用

青森県地区における防音工事施工室の結露を緩和するため、住宅防音工事及び防音建具機能復旧工事において、樹脂製防音サッシについても設置できるようになります。

なお、樹脂製防音サッシは、品種・開口寸法が限定されていることから、工事施工にあたっては、設計事務所等とよく相談してください。

④ 空気調和機器における換気扇の設置台数の変更

防音工事施工室が隣接している居室において、襖、障子その他随時開放することができるもので仕切られている場合には、2室で1台となります（空気調和機器機能復旧工事を含む）。

ご不明な点は東北防衛局防音対策課住宅防音担当係までお問い合わせください。

電話 022-297-8216（内線3320～3322）